

平成 29 年度

第 2 回

定期監査報告書

議会事務局

生活環境部

協働推進課

財務諸表

福生市監査委員

平成 29 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

議会事務局（政務活動費交付金を含む。）

生活環境部 協働推進課（会館建設費補助金等を含む。）

一般会計財務諸表

第 3 監査の範囲

1 平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に執行された財務に関する事務及びその他の事務の執行

2 平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）に執行された補助金等に関する事業について

※対象補助金等

議会事務局：政務活動費交付金

生活環境部 協働推進課：町会活動補助金、地域活性化交付金、会館建設費補助金、会館修繕費補助金、会館等備品費補助金、会館運営費補助金、町会・自治会合併特例交付金

3 平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）一般会計財務諸表

第 4 実施期間

平成 29 年 12 月 4 日から平成 30 年 2 月 22 日まで

[説明聴取日 平成 30 年 1 月 17 日・1 月 18 日]

第 5 監査委員の除斥

政務活動費交付金の監査においては、議員選出の監査委員である原田剛委員について、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、除斥とした。

第 6 実施方法

次の点を主眼に、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

- 1 財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか。
- 2 事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているか。
- 3 財政援助団体への補助金等の交付事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。

- 4 財務諸表相互間の整合性、歳入歳出決算書との整合性が認められるか。また、貸借対照表の科目別残高の計数、決算整理手続等に誤りはないか。

第7 監査の結果

事務の執行及び補助金の算定等並びに財務諸表について監査したところ、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 議会事務局

(1) 休日等振替の運用誤り及び超過勤務手当の支給漏れについて

平成26年4月18日に庁議決定されている「休日等振替の運用について」によれば、休日等振替命令を行う際は、原則同一週内に振替日を指定することとされている。同一週内に振替日が取得できなかった場合は超過勤務手当100分の25が支給されるので、超過勤務手当報告時に休日等振替命令簿の原本を職員課に提出することとされている。

しかし、報告時に休日等振替命令簿の原本を提出しておらず、超過勤務手当報告書にも休日等振替時間数を記載していなかったため、支給漏れとなっていたものがあつた。(5月分)

「休日等振替の運用について」のとおり適正に運用されたい。

(2) 議会図書室の図書の閲覧について

福生市議会図書室規程第5条によれば、「図書を閲覧しようとする場合は、図書閲覧台帳(別記様式第1号)に所要事項を記入させ、これと引換えに図書を手交する。」と規定されている。

しかし、実際の運用については、図書を貸し出す際には、規程には定められていない「図書貸出簿」に所要事項を記入させた上で貸出しを行っており、閲覧のみの場合は何も記入を求めていなかった。

福生市議会図書室規程の定めと、実際の手続が一致するよう、規程又は運用の見直しを図られたい。

(3) 議会図書室の図書の照合点検について

福生市議会図書室規程第6条第2項によれば、「備付けの図書は、年1回定期的に図書台帳と照合点検し、その結果を局長を経て議長に報告しなければならない。」と規定されている。

しかし、毎年度図書の冊数については報告されているものの、照合点検については、前年度に報告された冊数に、当該年度に購入、廃棄した図書の冊数を増減し、報告書に記載するという方法を取っていた。

監査において、図書台帳に登録されている図書と報告書の冊数を照合したところ、差異が見られた。

照合点検を行う際には、図書室の蔵書と図書台帳の登録が一致していることを確認したうえで、毎年度、購入、廃棄に伴う増減を反映させた図書台帳を整備し、図書台帳と報告書の冊数が合致するよう、照合点検を実施されたい。

(4) 議長車借上の単価内訳表について

議長車借上の契約書の単価内訳書については、次のように定めている。

	区分	単位	単価	適用
1日	8時間以内 (実稼動 5.5 時間)	1回	31,680 円	8:00～17:00
半日	4時間以内 (実稼動 2.5 時間)	1回	14,400 円	8:00～12:00 / 13:00～17:00
超過		1時間	5,760 円	～8:00 / 17:00～

しかし、17時以降の利用について、本来ならば超過料金で支払うべきところを、1日・半日の時間内の場合には、超過料金での請求及び支払いがされておらず、契約上の適用に基づく金額と、実際の運用に基づく支払金額が異なる事例が散見された。

委託業者も同様の見解のもとで運行しており、運用上特に問題ないとのことだが、次年度以降の契約書については、実態に即した単価での契約に改められたい。

2 政務活動費交付金について

(1) 消耗品等の購入について

消耗品（インクカートリッジやはがき等）の購入について、年度末の3月下旬に多量に購入しているケースが散見された。

年度末の消耗品の多量購入については、予算消化のための駆け込み購入と疑われかねないので、必要な時期に必要な個数を購入する等、疑念を抱かせない、適切な購入に努めるよう周知されたい。

(2) 政務活動費収支報告書及び添付する領収書について

福生市議会政務活動費の交付に関する条例第7条によれば、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添付して、議長に提出しなければならない。」と規定されている。

政務活動費収支報告書及び領収書については、政務活動費交付金の使途を明確にする重要な書類となるが、次のような不備が見受けられた。

①領収書に日付が記入されていないものがあった。

②政務活動費収支報告書と領収書の金額が一致しないものがあった。

なお、②については、報告書の記入誤りであったため、領収書の金額と一致するよう報告書の訂正を行った結果、訂正後の経費についても、交付額を上回ったことから、返還金等が生じるものではなかった。

議会事務局は各会派に対し、正確な報告書の作成及び適切な領収書の添付につ

いて指導されたい。

3 協働推進課

(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて

福生市文書管理規程第15条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、起案用紙（別記様式第7号）を印刷することと規定されており、第7号様式では、決裁日、施行日を記載することとされている。決裁、施行のシステム上の処理は済んではいるものの、起案用紙自体への処理日の記載は手書きとなるため、記載漏れが多数見受けられた。

公文書の保存管理については、決裁印のある紙文書が原本であることから、起案用紙が未記入のままだと起案文書が未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、完結までの処理を徹底されたい。

なお、上記指摘事項については、平成22年度定期監査においても指摘した事項であるため、繰り返しの誤りをしないため厳に指導徹底を図られたい。

(2) 福東会館の管理について

福東会館2階ホール（通路部分）に設置されている手すりの前に接して、未固定のロッカーが配置されており、会館の利用者が一部利用できない状態である。

当該手すりについては、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者など全ての市民等が安全で利用しやすい施設利用のため設置されたものであることから、その趣旨に反する当該ロッカーについては、撤去をし手すりの利用を確保されたい。

4 会館建設費補助金等について

おおむね適正に執行されていた。

5 財務諸表（新公会計管理担当、契約管財課、会計課）

(1) 会計基準の作成について

国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、国では、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方及び手法を活用した発生主義会計に基づく財務諸表の開示を推進してきた。

平成26年4月には「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」において報告書が取りまとめられ、地方公会計の整備の方針を示し、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、各地方公共団体に対し地方公会計の整備を原則として平成29年度までに行うよう要請している。

そうした中、福生市では、平成26年度には固定資産台帳を整備し、平成28年度から複式簿記・発生主義会計による新公会計制度を導入している。

導入に当たっては、年度途中での事業評価が可能となり、また、決算の早期化に伴い予算編成や行政評価への活用が可能になることから、企業と同様に発生の都度仕訳を行う日々仕訳を採用している。

一方で、この新公会計制度に伴う新たな財務諸表作成の指針となる会計基準については、固定資産台帳の資産の評価方法や勘定科目についての大まかな決め事はあるが、先行する東京都や町田市を参考にすることで、明文化したものは作成されていない。内規となる会計基準について早期に作成されたい。

(2) 財産に関する調書と公有財産台帳の内訳の不一致について

歳入歳出決算書の財産に関する調書の「1 公有財産」「(1) 土地及び建物」の地籍及び延べ面積の合計と公有財産台帳の合計数値は合っていたが、行政財産、普通財産それぞれの内訳については不一致であった。

財産に関する調書の数値が正しいということだが、調書作成にも公有財産台帳データを使用しており、引用される項目が違うことで内訳が違っていたということである。財産に関する調書と公有財産台帳との整合性を図り、正しい数値の財務諸表とされたい。

(3) 重要物品の登録について

歳入歳出決算書の財産に関する調書「3 物品」の決算年度末現在高（物品数）と公会計情報一覧（備品台帳）の現在高に1件差異があった。また、決算年度中の増減数についても相違が見られた。

現在高数の差異については、旧システムの備品台帳に登録はされていたが、金額0円で登録（ブロンズ像「ほし」）されており、公会計情報一覧では、金額1円以上が現存するものとされるため、数にカウントされていなかった。

また、増減数のうち減数の違いについては、備品台帳管理の財務会計システム入れ替えに伴うセットアップ時に2台（学校の電源装置）とすべきものを3台と登録したため、平成28年度中にシステム上は削除した結果、差異が生じている。

いずれも、期首の段階で正しく入力すべきところ、電源装置については平成28年度中の、ブロンズ像については平成29年度中の期中処理となっており、そのため、期首の数値が正しくなっていない。

備品の登録については、購入（廃棄）あるいは寄贈を受けた担当課が入力し、会計課は、年度末に各課に対し備品一覧表を送付した上で、現存するか等確認作業を求めている。重要備品は資産に直結するため漏れのないよう管理されたい。

6 予算の執行状況について

平成29年4月1日から平成29年9月30日までににおける歳入歳出予算の執行状況は、別表のとおりである。

別 表

平成29年度
予 算 の 執 行 状 況

一般会計 議会事務局

歳 入

平成29年9月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
議会事務局所管の歳入は無し。							
合 計							

歳 出

(単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
1	議会費	283,253,000	142,834,121	140,418,879	50.4	
	1 議会費	283,253,000	142,834,121	140,418,879	50.4	
	1 議会費	283,253,000	142,834,121	140,418,879	50.4	1 議員人件費 102,613,732 2 職員人件費 23,875,672 3 議会運営費 16,344,717
合 計		283,253,000	142,834,121	140,418,879	50.4	

平成29年度

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 生活環境部 協働推進課

歳 入

平成29年9月30日現在 (単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入比率		説 明
					対予算	対調定	
13	使用料及び手数料	549,000	207,300	207,300	37.8	100.0	
	1 使用料	549,000	207,300	207,300	37.8	100.0	
	1 総務使用料	549,000	207,300	207,300	37.8	100.0	2 福東会館使用料 1 福東会館使用料 207,300
20	諸収入	2,638,000	92,400	82,400	3.1	89.2	
	3 雑入	2,638,000	92,400	82,400	3.1	89.2	
	1 雑入	2,638,000	92,400	82,400	3.1	89.2	3 雑入 6 コミュニティ助成事業助成金 0 18 複写機等利用料 23,055 22 輝き市民サポートセンター複写機等利用料 44,345 23 男女共同参画情報誌広告料 15,000
	合 計	3,187,000	299,700	289,700	9.1	96.7	

歳 出

(単位: 円・%)

款 項	目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	説 明
2	総務費	93,724,000	50,802,457	42,921,543	54.2	
	1 総務管理費	93,724,000	50,802,457	42,921,543	54.2	
	9 協働推進費	93,724,000	50,802,457	42,921,543	54.2	1 職員人件費 18,625,781 2 市民活動支援費 5,699,331 3 行政協力員費 5,841,595 4 町会等活動支援費 17,961,988 5 福東会館管理費 2,673,762
	合 計	93,724,000	50,802,457	42,921,543	54.2	